

株 主 各 位

第13期定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

- ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社カオナビ

第13期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「個別注記表」については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://corp.kaonavi.jp/ir/library/convocation_notice/) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」等を定める。
- ロ. 当社の取締役は、「取締役会規程」に基づき定期的に開催される取締役会において、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
- ハ. 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ニ. 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
- ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- ロ. 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- ハ. 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。
- ニ. 当社は、「個人情報保護基準」等の定めに基づき、機密情報の管理及び個人情報の適切な保護を行う。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役会を原則月１回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

- ロ. 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ハ. 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社のさまざまな課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するに当たり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び使用人に対し周知徹底を図る。
 - ロ. 当社は、「内部通報処理規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - ハ. 当社の内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - 二. 当社の監査役及び監査役会は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することが出来るものとする。
 - ロ. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ハ. 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
 - 二. 監査役補助者は、監査役の指揮命令下で監査役補助に係る業務を行うものとし、当該業務については、取締役及び他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。

- ロ. 当社の内部監査部門は、内部通報窓口に通報があった場合には、「内部通報処理規程」に基づき、当該通報の事実について速やかに監査役に報告しなければならない。
 - ハ. 当社は、前二項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ロ. 当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
 - ハ. 当社の監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- イ. 当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- イ. 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
 - ロ. 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は、当事業年度において16回開催され、法令及び定款その他各種規程に基づき、経営に関する重要事項の審議・決議を行うとともに、各取締役の業務執行について監督しております。また、取締役会資料の早期配布、記載内容の充実等により、活発な意見交換がなされるように努めております。

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たした社外取締役及び社外監査役を「独立役員」として計5名選任し、取締役会の監督機能を確保しており、それぞれの独立した社外取締役及び社外監査役は、独立した立場から活発に意見を述べております。

- ② 経営会議は週1回開催され、全般的な業務執行方針及び計画、管理部門・事業部門等の個別重要事案に関する審議や、月次決算の総括をはじめとした業務執行状況の共有を全社横断的に実施しており、代表取締役の諮問機関として、取締役の業務執行が効率的に行われることを補完いたしました。

- ③ 内部監査部門は、内部統制システムの整備・運用状況の定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果を取締役に報告し、必要に応じて代表取締役を通して被監査部門への改善指示を行っております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び監査を実施し、財務報告の信頼性の確保に取り組んでおります。

- ④ 法令の制定・改正、業務の効率化の確保、経営上のリスクや社会情勢の変化に応じて、社内規程を改定いたしました。

- ⑤ 半期に1回のリスク・コンプライアンス委員会において、コンプライアンス上の課題等について議論し、取締役会において報告しております。また、入社時研修、インサイダー取引防止に関する研修、ハラスメント研修をはじめとする、eラーニングを含む各種研修による教育活動を通じて、全役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っております。

- ⑥ リスク管理部門は、リスクカテゴリーに応じたリスクの分析、モニタリングの実施及びその結果をリスク・コンプライアンス委員会に報告し、関連部署における対応を促しました。本事業年度においては、主に事業継続計画や情報セキュリティ等について議論いたしました。

- ⑦ 内部通報制度として、「カオナビホットライン」を設置し、内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールについて定期的な周知を行っております。内部監査部門が当社従業員等からの通報・相談を受け付け、事案の検討及び調査を行いました。その結果を受け、会社は必要に応じて是正措置及び再発防止策を講じました。なお、社外にも弁護士事務所窓口を設け、独立性の確保に努めております。
- ⑧ 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧のほか、取締役、執行役員等に対し、随時ヒアリングを実施し、経営の状況や課題、リスク・コンプライアンス事案等に関し意見交換を行っております。
- また、常勤監査役は、内部監査部門と定期的に意見交換を行うとともに、監査役会は、四半期に一度、三者連絡会にて会計監査人及び内部監査部門との連携を図っております。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染拡大への対応として、従業員の感染対策と当社の事業継続に資する業務遂行体制を検討いたしました。具体的には、感染状況や政府関係の対応方針を踏まえ、従業員の出社を原則禁止し在宅勤務を推奨する体制を構築し、また、取引先との商談及びセミナーをはじめとする各種イベントをオンラインで実施する等、従業員の感染対策の徹底と事業継続のための施策を実施いたしました。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～6年

工具器具備品 4年～6年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株式報酬引当金

譲渡制限付株式ユニット付与規程に基づく当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式の交付見込額に基づき計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建有価証券（その他有価証券）は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は将来のさらなる成長に向けて、組織体制の強化のための人材採用やサービスの認知度向上を加速させるためのマーケティング活動に注力しており、当事業年度まで継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があるものと判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額249,991千円（有形固定資産235,914千円、無形固定資産14,076千円）を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、全社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローの見積りに関し、当社は今後の収益及び費用の見込額を基礎として事業計画を策定しております。事業計画策定に際しては、顧客数、顧客当たりの利用単価、解約率及びマーケティング活動の投資効率性等に関する経営指標を基礎にしており、特に顧客数の増加に伴う、継続的な売上高の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

こうした事業環境の予測は、クラウド人材マネジメントシステム事業における競合他社の存在等により一定の不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 損益計算書に関する注記

本社移転費用

本社移転に伴う引越費用及び二重家賃等を特別損失として計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	11,382,000株
------	-------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	208株
------	------

(3) 当事業年度末の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,059,800株
------	------------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は短期の支払期日であります。

投資有価証券は、非上場株式及び非上場株式を原資産にした新株予約権であり、発行体の信用リスクを伴っております。

敷金は不動産賃貸借契約によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

借入金 は運転資金の確保等を目的として調達したものであり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。敷金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

2. 流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1,955,069	1,955,069	－
② 売掛金	178,600		
貸倒引当金 (※1)	△173		
	178,428	178,428	－
③ 敷金	386,710	386,710	－
資産計	2,520,207	2,520,207	－
④ 買掛金	45,288	45,288	－
⑤ 未払金	147,085	147,085	－
⑥ 未払法人税等	20,694	20,694	－
⑦ 長期借入金 (※2)	581,709	581,709	－
負債計	794,776	794,776	－

(※1) 売掛金における貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③敷金

敷金の時価の算定については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に、信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

④買掛金、⑤未払金、⑥未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金

変動金利によるものであり、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式 等	96,146

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現 金 及 び 預 金	1,955,069	—	—	—
売 掛 金	178,600	—	—	—
敷 金	1,096	—	385,614	—
合 計	2,134,766	—	385,614	—

4. 長期借入金の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
長 期 借 入 金	127,164	454,545	—	—
合 計	127,164	454,545	—	—

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,610千円
未払事業所税	1,397
未払退職給付費用	909
貸倒引当金	53
減価償却超過額	157,633
一括償却資産償却超過額	6,554
敷金償却費	2,358
株式報酬	10,767
繰越欠損金	167,526
繰延税金資産小計	351,806
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△167,526
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△184,280
評価性引当額小計	△351,806
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
投資有価証券	△313
繰延税金負債合計	△313
繰延税金負債の純額	△313

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能なものに係る未経過リース料

1年以内	344,321千円
1年超	487,787
合計	832,108

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 寛之	—	—	当社取締役 副社長 COO	(被所有) 直接 3.4	当社取締役 副社長 COO	金銭報酬 債権の現 物出資 (注) 2	16,573	—	—
							ストック・オプションの 行使 (注) 3	13,700	—	—
役員	橋本 公隆	—	—	当社取締役 CFO	(被所有) 直接 0.0	当社取締役 CFO	金銭報酬 債権の現 物出資 (注) 2	23,675	—	—

(注) 1. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

2. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資であります。

3. 2011年9月29日臨時株主総会決議、2015年3月13日臨時株主総会決議及び2018年3月30日取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 84円43銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 11円59銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

- (1) 追加情報

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当事業年度に係る計算書類から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示しております。

- (2) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。